大阪市水道局告示第60号

大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）第13条第１項の規定に基づき、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、大阪市水道事業給水条例施行規程（昭和33年大阪市水道事業管理規程第４号）第17条第１項の規定に基づき告示する。

令和８年11月16日

大阪市水道局長　　坂　本　篤　則

名　　称	所　　在　　地	指　定　日
株式会社蒼葉	大阪市住吉区我孫子東三丁目 11 番 11-202 号	令和８年 10 月 31 日
山一設備	大阪市住吉区長居西３丁目７番 17 号	
３７３コウムテン	大阪市都島区友渕町３丁目６番 18-207 号	
オンケイム株式会社	大阪市淀川区塚本一丁目 19 番 29 号	
株式会社三晃設備	大阪市阿倍野区美章園三丁目５番 12 号	
三隆工業株式会社	大阪府守口市大宮通二丁目９番６号	
株式会社清水設備	大阪市淀川区十三元今里一丁目９番 33 号	
株式会社山岡商店	大阪市平野区瓜破東一丁目１番 34 号	
豊工業株式会社	大阪府豊中市利倉西一丁目１番 27 号	

（水道局工務部給水課）